

第 8.8 章

口蹄疫

第 8.8.1 条

- 1) 分類学上のさまざまな目に属する多くの動物種が、口蹄疫ウイルス (FMDV) の感染に感受性があることが知られている。それらの疫学的重要性は、感受性の程度、飼養管理システム、個体群の密度及び大きさ並びにそれらとの接触性によって決まってくる。ラクダ科の中では、フタコブラクダ (*Camelus bactrianus*) のみが、疫学的重要性を持つ十分な感受性を有している。ヒトコブラクダ (*Camelus dromerarius*) は、FMDV に感受性がない一方で、南アメリカのラクダ科動物は、疫学的に重要であるとは考えられない。
- 2) 陸生コードにおいては、口蹄疫 (FMD) は、反芻亜目及び偶蹄目イノシシ科の動物並びにフタコブラクダの FMDV 感染と定義される。
- 3) FMDV 感染の発生とは、以下の各号のいずれかであると定義される。
 - a) FMDV が、第 2 項に掲げる動物の試料から分離されること。
 - b) FMDV に特異的なウイルス抗原又はウイルスリボ核酸が、FMD と整合する臨床症状を呈している、又は FMD の疑似若しくは確定発生と疫学的に関連している、又は以前に FMDV と関連していた若しくは接触した疑いのある、第 2 項に掲げる動物の試料中に同定されること。
 - c) ワクチン接種によるものではない FMDV 構造又は非構造タンパク質に対する抗体が、FMD と整合する臨床症状を呈している、又は FMD の疑似若しくは確定発生と疫学的に関連している、又は以前に FMDV と関連していた若しくは接触した疑いのある、第 2 項に掲げる動物の試料中に同定されること。
- 4) ワクチン接種個体群内の FMDV の伝搬は、たとえ臨床症状を呈していない場合であっても、新しい感染を示唆するウイルス学的又は血清学的証拠の変化によって立証される。
- 5) 陸生コードにおいては、FMD の潜伏期間は 14 日であるものとする。
- 6) FMDV が感染することによって、重症度不定の疾病及び FMDV 伝搬が生じることになる。FMDV が、28 日を超える不定だが限定的な期間、反芻動物の咽頭及び関連リンパ節中に持続する場合がある。そのような動物は、キャリアと呼ばれている。**ただし、FMDV の伝搬が証明された唯一の持続感染動物種は、アフリカ水牛 (*Syncerus caffer*) である。しかしながら、家畜への伝染はまれである。**

- 7) 本章は、FMDV による臨床症状の発生のみならず、臨床症状を呈さない FMDV 感染及び伝搬の存在も対象とする。
- 8) 診断検査及びワクチンの基準は、*陸生マニュアル*に規定される。

第 8.8.2 条

非ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域

非ワクチン接種地域の境界を定める場合には、第 4.3 章の原則に従うものとする。

非ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域の感受性動物は、当該清浄国又は地域への FMDV の侵入を予防するバイオセキュリティ措置の適用によって保護されるものとする。隣接する汚染国又は地域との物理的又は地理的障壁を考慮して、当該措置には、防護地域を含ませることができる。

非ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域の名簿に記入される資格を得るためには、加盟国は以下を満たすものとする。

- 1) 定期的及び即応の動物疾病報告の記録を持っていること。
- 2) FMD-清浄国又は地域として申請された当該国又は地域が、過去 12 か月間、以下の各号を満たしている旨述べた宣言が OIE に送付されていること。
 - a) FMD の症例がないこと。
 - b) FMD に対するワクチン接種が実施されていないこと。
- 3) 過去 12 か月間、以下の各号を満たしている旨の証拠文書を提出すること。
 - a) 第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従うサーベイランスが、FMD の臨床症状の発見及び以下の各号の証拠がない旨立証するために実施されていること。
 - i) ワクチンの接種を受けていない動物の FMDV 感染
 - ii) ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域が、非ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域になることを求めている場合には、以前にワクチン接種を受けた動物の FMDV 伝搬
 - b) FMD を予防及び早期発見するための規制措置が実施されていること。
- 4) 以下の各号についての項目が適切に実行され、指揮されたことを詳細に記述された文書による過去 12 ヶ月間にわたる証拠を提出すること。
 - a) FMD-清浄地域の場合には、当該あらゆる申請済みの FMD-清浄地域において境界線が確立され、効果的に管理されていること

- b) それが当てはまる場合には、あらゆる防護地域の境界線及びバイオセキュリティ措置が確立され、効果的に管理されていること
- c) FMD-清浄国又は地域として申請された当該国又は地域への FMDV の侵入を予防するためのシステムが確立され、効果的に管理されていること
- d) 感受性動物、その肉及びその他の産物の当該予定 FMD-清浄国又は地域への移動の管理、とりわけ、第 8.8.8 条、第 8.8.9 条及びから第 8.8.12 条に規定される措置が効果的に実施され、管理されていること
- e) ワクチンが接種された動物が導入されることを防ぐ措置が効果的に実施され、管理されていることでないこと（第 8.8.8 条及び、第 8.8.9 条、第 8.8.9bis 条、第 8.8.11 条及び第 8.8.11bis 条に従う場合を除く）。と畜のために導入されるあらゆる動物はと畜前及びと畜後に第 6.2 章に従って検査を受け、良好な結果を得ていること。反芻動物については、扁桃、舌、関連リンパ節を含む頭部が廃棄されているか、8.8.31 条に従って処理されていること。

当該加盟国又は清浄地域として申請された当該地域は、第 1.6.6 条の規定に基づき提出された証拠が OIE に受理されてはじめて、非ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域の名簿に記入されることになる。

当該名簿に引き続き記載されるためには、本条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の情報が毎年再提出されることを必要とし、疫学的状況その他重要な事象の変化（第 3 号の第 b 号及び第 4 号に関連するものを含む）は、第 1.1 章の要件に従い、OIE に報告されるものとする。

ある FMD 清浄国または地域に、感染している可能性のあるアフリカ水牛の侵入があったとしても、サーベイランスによって FMDV の伝播が無いことが実証された場合には、その清浄ステータスを維持できる。

国又は地域のステータスは、第 1 号から第 4 号の条件が満たされた場合であって、以下に掲げる条件が満たされているときには、当該獣医当局が同定した FMD の脅威に直面して、動物学的コレクション中の FMD 感受性動物に対する公的緊急ワクチン接種を適用したとしても、それによる影響を受けることはない。

- 当該動物学的コレクションが、動物の展示又は希少動物種の保全を目的としており、当該施設の境界を含めて明確に区別され、当該国の FMD 緊急時対応計画に含まれていること。
- 他の感受性家畜個体群又は野生生物からの効果的な分離等、適切なバイオセキュリティ措置が整備されていること。
- 当該動物が、当該コレクション中に同定され、いかなる移動も追跡調査できること。
- 使用されるワクチンが、陸生マニュアルに規定される基準を遵守していること。

- ワクチン接種が、獣医当局の監督下で実施されること。
- 当該動物学的コレクションが、ワクチン接種後少なくとも 12 か月間、サーベイランス下に置かれること。

非ワクチン接種 FMD 清浄地域のステータスの申請を他の非ワクチン接種 FMD 清浄同一のステータスの地域と隣接する新たな地域に対し行う場合には、当該新地域が隣接地域と統合されて、ひとつの拡大地域になるか否かについて申し立てるものとする。当該 2 地域が依然として分かれたまま置かれる場合には、当該分離地域のステータスを維持するために適用される管理措置、並びに、とりわけ、個体識別、及び第 4.3 章に従う当該同一ステータス地域間の動物の移動管理に関する詳細を提出するものとする。

新たに特定された FMDV の侵入の可能性から、清浄国または地域のステータスを保護するために用いられる防護地域は、4.3.6 条に従うものとする。防護地域においてワクチン接種が行われても、当該国または地域の他の地域の清浄性には影響しない。

第 8.8.3 条

ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域

ワクチン接種地域の境界を定める場合には、第 4.3 章の原則に従うものとする。

ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域の感受性動物は、当該清浄国又は地域への FMDV の侵入を予防するバイオセキュリティ措置の適用によって保護されるものとする。隣接する汚染国又は地域との物理的又は地理的障壁を考慮して、当該措置には、防護地域を含ませることができる。

ワクチン接種が、当該国の FMD の疫学に基づき、一定の動物種から構成される明瞭なサブ個体群のみを対象として決定される場合もあれば、全感受性個体群のその他の集合体も対象に含めることが決定される場合もある。

ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域の名簿に記入される資格を得るためには、加盟国は以下を満たすものとする。

- 1) 定期及び即応の動物疾病報告の記録を保持していること。
- 2) 当該予定 FMD 清浄国又は地域が、第 3 号に規定されるサーベイランスに基づき、以下の各号を満たしていることを申し立てた宣言が OIE に送付されていること。
 - a) 過去 2 年間、FMD の症例がないこと。
 - b) 過去 12 か月間、FMDV 伝搬の証拠がないこと。
- 3) 以下の各号を満たしていることの証拠文書を提出すること。
 - a) 第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従うサーベイランスが、FMD の臨床症状発見が

無いこと及び以下の証拠がないことを立証するため、**過去 2 年間**実施されていること。

- i) **過去 2 年間に**おけるワクチン非接種動物の FMDV 感染
 - ii) **過去 12 ヶ月間に**おけるワクチンの接種を受けた動物の FMDV 伝搬
 - b) **過去 12 ヶ月間にわたって** FMD を予防及び早期発見するための規制措置が実施されていること。
 - c) **過去 2 年間にわたって**対象個体群における強制的な体系的ワクチン接種が実施され、適切なワクチン接種適用範囲及び群免疫を達成していること。
 - d) **過去 2 年間にわたって**ワクチン接種が、適切なワクチン株選択に従い実施されていること。
- 4) 以下の各号の項目についてが適切に実行され、指揮されたことを詳細に記述された**過去 12 ヶ月間にわたる**証拠文書を提出すること。
- a) FMD 清浄地域の場合には、当該予定 FMD 清浄地域の境界線が確立され、効果的に管理されていること
 - b) それが当てはまる場合には、あらゆる防護地域の境界線及びバイオセキュリティ措置が確立され、効果的に指揮されていること
 - c) 当該予定 FMD 清浄国又は地域への FMDV の侵入を予防するためのシステム、とりわけ、第 8.8.8 条、第 8.8.9 条及び第 8.8.12 条に規定される措置が確立され、効果的に指揮されていること
 - d) 感受性動物及びその産物の当該予定 FMD 清浄国又は地域への移動の管理、とりわけ、第 8.8.8 条、第 8.8.9 条及び第 8.8.12 条に規定される措置が確立され、効果的に指揮されていること。

当該加盟国又は当該予定清浄地域は、第 1.6.6 条の規定に基づき提出された証拠が OIE に受理されてはじめて、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域の名簿に記入されることになる。

当該名簿に引き続き記載されるためには、本条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の情報が毎年再提出されることを必要とし、疫学的状況その他重要な事象（第 3 号の第 b 号及び第 4 号に関連するものを含む）の変化は、第 1.1 章の要件に従い、OIE に報告されるものとする。

ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域の要件を満たす加盟国が、非ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域へとそのステータスの変更を望む場合には、あらかじめ OIE に対し、ワクチン接種中止の予定日を通知し、当該中止の 24 か月以内に新たなステータスを申請す

るものとする。当該国又は地域のステイタスは、第 8.8.2 条の遵守が OIE によって承認されるまで従前のままである。新ステイタスのための一連書類が 24 か月以内に提出されない場合には、当該国又は地域のワクチン接種清浄としてのステイタスは、一時失効する。当該国が、第 8.8.2 条の要件を遵守していない場合には、第 8.8.3 条を遵守している証拠が 3 か月以内に提出されるものとする。それが行われない場合には、当該ステイタスは取り消されることになる。

ワクチン非接種 FMD 清浄国又は地域の要件を満たす加盟国が、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域へとそのステイタスの変更を望む場合、第 1.6.6 条の質問表の構成に従った計画を OIE に提出し、ワクチン接種の開始希望日を示すものとする。当該国又は地域のステイタスは、OIE によって承認されるまで従前のままである。ワクチン接種清浄国として承認された後、すぐに当該国又は地域はワクチン接種を開始する。加盟国は 6 ヶ月以内に、この期間の間、8.8.3 条を遵守した証拠を提出するものとする。それが行われない場合には、当該ステイタスは取り消されることになる。

国又は地域が増加するリスク（ワクチン接種の適応を含む）への対応として 4.3.6 条に基づき防護地域を定める必要がある場合、一度防護地域が OIE によって承認されれば、当該国または地域の、残りの部分の清浄性は変更されない。

ワクチン接種 FMD-清浄地域のステイタスの申請を他のワクチン接種 FMD-清浄同一ステイタスの地域と隣接する新たな地域に対し行う場合には、当該新地域が隣接地域と統合されて、ひとつの拡大地域になるか否かについて申し立てるものとする。当該 2 地域が依然として分かれたまま置かれる場合には、当該分離地域のステイタスを維持するために適用される管理措置、並びに、とりわけ、個体識別、及び第 4.3 章に従う当該同一ステイタス地域間の動物の移動管理に関する詳細を提出するものとする。

第 8.8.4 条

ワクチン非接種 FMD 清浄コンパートメント

ワクチン非接種 FMD 清浄コンパートメントは、FMD 清浄国若しくは地域又は汚染国若しくは地域のいずれにも設置することができる。そのようなコンパートメントを設定する場合には、第 4.3 章及び第 4.4 章の原則に従うものとする。FMD 清浄コンパートメントの感受性動物は、効果的なバイオセキュリティ**管理システムプラン**を適用することによって、他の感受性動物から分離されるものとする。

ワクチン非接種 FMD 清浄コンパートメントを設定したい加盟国は、以下の各号を満たすものとする。

- 1) 定期及び即応の動物疾病報告の記録を所持しており、FMD 清浄ではない場合には、当該国又は地域の FMD の感染率、分布及び特性に関する理解を可能にする第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従い整備された FMD の**公的管理プログラム**及びサーベイランスシステムを保持していること。

- 2) 当該 FMD 清浄コンパートメントに関し、以下の各号を宣言していること。
- a) 過去 12 か月間、FMD の症例がないこと。
 - b) 過去 12 か月間、FMDV 感染の証拠が認められないこと。
 - c) FMD に対するワクチン接種が禁止されていること。
 - d) 過去 12 か月以内に FMD に対するワクチンの接種を受けた動物が当該コンパートメント内にいないこと。
 - e) 動物、精液、受精卵及び動物産物は、本章関連条に従う場合に限り、当該コンパートメントに導入することができる。
 - f) 文書による証拠が、第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従うサーベイランスが運用されていることを示していること。
 - g) 第 4.1 章及び第 4.2 章に従い動物個体識別及びトレーサビリティシステムが整備されていること。
- 3) 以下の各号を詳細に記述すること。
- a) 当該コンパートメントの動物サブ個体群
 - b) 第 1 号に従い実施されたサーベイランスによって同定されたリスクを緩和するバイオセキュリティプラン

当該コンパートメントは獣医当局が承認するものとする。最初の承認は、過去バイオセキュリティプランの効果的な設定の 3 か月前から当該コンパートメントの半径 10 キロメートル以内に FMD の症例の発生がない場合にもつばら与えられるものとする。

第 8.8.4bis. 条

ワクチン接種 FMD 清浄コンパートメント

ワクチン接種 FMD 清浄コンパートメントは、ワクチン接種清浄国若しくは地域又は汚染国若しくは地域のいずれにも設置することができる。そのようなコンパートメントを設定する場合には、第 4.3 章及び第 4.4 章の原則に従うものとする。FMD 清浄コンパートメントの感受性動物は、効果的なバイオセキュリティプランを適用することによって、他の感受性動物から分離されるものとする。

ワクチン接種 FMD 清浄コンパートメントを設定したい加盟国は、以下の各号を満たすものとする。

- 1) 定期及び即応の動物疾病報告の記録を所持しており、FMD 清浄ではない場合には、当該国又は地域の FMD の感染率、分布及び特性に関する理解を可能にする第

8.8.40 条から第 8.8.42 条に従い整備された FMD の公的管理プログラム及びサーベイランスシステムを保持していること。

2) 当該ワクチン接種 FMD 清浄コンパートメントに関し、以下の各号を宣言していること。

a) 過去 12 か月間、FMD の症例がないこと。

b) 過去 12 か月間、FMDV 感染の証拠が認められないこと。

c) 適切なワクチン株の選択を含む、陸生マニュアルに記載されている基準に基づくワクチンを用いた、必須であり体系的なワクチン接種が実施されていること。ワクチン接種の実施範囲と集団免疫について密接に監視されていること。

d) 動物、精液、受精卵及び動物産物は、本章関連条に従う場合に限り、当該コンパートメントに導入することができる。

e) 文書による証拠が、第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従う臨床的、血清学的及びウイルス学的サーベイランスが高い精度で感染の初期段階を検出できるように、運用されていることを示していること。

f) 第 4.1 章及び第 4.2 章に従い動物個体識別及びトレーサビリティシステムが整備されていること。

3) 以下の各号を詳細に記述すること。

a) 当該コンパートメントの動物サブ個体群

b) 第 1 号及びワクチン接種計画に従い実施されたサーベイランスによって同定されたリスクを緩和するバイオセキュリティプラン

c) 2c)、2e) 及び 2f) に規定する事項の実施

当該コンパートメントは獣医当局が承認するものとする。最初の承認は、過去バイオセキュリティプランの効果的な設定の 3 か月前から当該コンパートメントの半径 10 キロメートル以内に FMD の症例の発生がない場合にもっぱら与えられるものとする。

第 8.8.5 条

FMD 汚染国又は地域

本章においては、FMD 汚染国又は地域は、非ワクチン接種 FMD 清浄又はワクチン接種 FMD 清浄の資格を得る要件を満たさない国又は地域である。

第 8.8.6 条

FMD 清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定

ワクチン接種の有無にかかわらず、FMD 清浄国又は地域内（防護地域内を含む）に限定的な発生があった場合には、国又は地域の全域に対する影響を最小限に抑える目的で、すべての発生を含む単一の封じ込め地域を設定することができる。

獣医当局は、これを達成し、当該加盟国がこのプロセスを十分に享受するために、可能な限りすみやかに、OIE に対し、当該申請を裏付ける以下の各号に関する証拠文書を提出するものとする。

- 1) 疑似の時点において、発生の疑われる当該飼育施設に対し、完全な業務停止が課され、当該国又は地域に対しては、動物の移動管理が課され、及び本章に言及される他の物品の移動の効果的な管理が施行されていること。
- 2) 確定時点においては、当該封じ込め地域全域に対し、感受性動物の追加的な移動停止が課され、第 1 号に述べられる移動管理が強化されていること。
- 3) 疫学調査（川上及び川下の調査）によって、当該発生が疫学的に関連しており、発生数及び地理的分布が限定的であることを立証された後に、当該封じ込め地域の確定境界が設定されていること。
- 4) 当該発生の感染源のおそれがあるものに対する調査が実施されていること。
- 5) 緊急ワクチン接種の活用の有無にかかわらず、摘発淘汰政策が適用されていること。
- 6) 最終発見症例に対する摘発淘汰政策の適用後、第 8.8.1 条に規定される潜伏期間の最短でも 2 倍の期間内に、当該封じ込め地域内に新たな症例が認められないこと。
- 7) 当該封じ込め地域内の感受性家畜及び飼育野生動物個体群が、当該封じ込め地域に属していると明瞭に同定されていること。
- 8) 第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従うサーベイランスが、当該封じ込め地域及び当該国又は地域の他の地域内で施行されていること。
- 9) 物理的及び地理的障壁を考慮した、当該国又は地域の他の地域への FMDV のまん延を予防する措置が施行されていること。

当該封じ込め地域の外側の区域の清浄ステータスは、当該封じ込め地域が設定されつつある間、一時失効する。当該区域の清浄ステータスは、当該封じ込め地域が本条第 1 号から第 9 号を遵守していると OIE が承認してはじめて、第 8.8.7 条の規定にかかわらず、回復することができる。感受性動物に由来する国際貿易用物品は、当該封じ込め地域の内外によらず、その原産地が同定されるものとする。

当該封じ込め地域内で、非ワクチン接種動物における FMDV の感染又はワクチン接種

動物における FMDV の伝搬の再発があった場合には、当該封じ込め地域の承認は取り消され、当該国又は地域全域の FMD ステータスは、第 8.8.7 条の関連要件が満たされるまで一時失効する。

当該封じ込め地域の FMD 清浄ステータスの回復は、その承認後 12 か月以内に達成され、第 8.8.7 条の規定に従うものとする。

第 8.8.7 条

清浄ステータスの回復（図 1 及び図 2 を参照）

- 1) ワクチン非接種で FMD 清浄であった国又は地域で FMD の症例が発生した場合には、以下の各号の待機期間のいずれかひとつが、その清浄ステータスの回復には必要である。
 - a) 緊急ワクチン接種を伴わない摘発淘汰政策及びサーベイランスが第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従い適用される場合には、最終殺処分動物の廃棄後 3 か月
 - b) 摘発淘汰政策、緊急ワクチン接種及び第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従うサーベイランスが適用される場合には、最終殺処分動物の廃棄又はすべてのワクチン接種動物のと畜のうちいずれか遅い方から 3 か月
 - c) 摘発淘汰政策、事後のと畜を伴わないすべてのワクチン接種動物に対する緊急ワクチン接種及び第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従うサーベイランスが適用される場合には、最終殺処分動物の廃棄又は最終ワクチン接種のうちいずれか遅い方から 6 か月。ただし、これには、残されたワクチン接種個体群に感染の証拠がない旨立証する、FMDV 非構造タンパク質の抗体検出に基づく血清学的調査を必要とする。血清学的調査及び、全てのワクチン接種された反芻動物とワクチン接種されていないこれらの子、また、他の FMD 感受性動物種を代表する数の抽出による全てのワクチン接種された群における非構造タンパク質に対する抗体の血清サーベイランスにより、ワクチン接種の効果が立証されれば、この期間は 3 ヶ月に短縮することができる。

当該国又は地域は、第 1.6.6 条の規定に基づき提出された証拠が OIE に受理されてはじめて、非ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域のステータスを回復することになる。

第 1 号の第 a 号から第 c 号の期間は、動物学的コレクションの公的緊急ワクチン接種が第 8.8.2 条の関連規定に従い実施された場合には、影響を受けない。

摘発淘汰政策が実施されない場合には、本項の待機期間は適用されず、第 8.8.2 条が適用される。

- 2) ワクチン非接種で、FMD 清浄国又は地域で FMD 症例が発生した場合には、以下の待機期間が、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域のステータスの取得には必要であ

る。摘発淘汰政策が適用され、継続的なワクチン接種政策が採用されている場合であって、サーベイランスが第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従い適用され、FMDV 非構造タンパク質に対する抗体検出に基づいた血清学的調査によって FMDV 伝搬の証拠がない旨立証しているときには、最終殺処分動物の廃棄後 6 か月

当該国又は地域は、第 1.6.6 条の規定に基づき提出された証拠が OIE に受理されてはじめて、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域のステータスを取得することになる。

摘発淘汰政策が実施されない場合には、本項の待機期間は適用されず、第 8.8.3 条が適用される。

- 3) ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域で FMDV 感染例が発生した場合には、以下の各号の待機期間のいずれかひとつが、その清浄ステータスの回復には必要である。
 - a) 緊急ワクチン接種を伴う摘発淘汰政策及び第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従うサーベイランスが適用される場合であって、FMDV 非構造タンパク質に対する抗体検出に基づいた血清学的調査によってウイルス伝搬の証拠がない旨立証しているときには、最終殺処分動物の廃棄後 6 か月
 - b) 摘発淘汰政策が適用されないものの、緊急ワクチン接種及び第 8.8.40 条から第 8.8.42 条に従うサーベイランスが適用される場合であって、FMDV 非構造タンパク質に対する抗体検出に基づいた血清学的調査によってウイルス伝搬の証拠がない旨立証しているときには、最終症例の廃棄後 12 か月

当該国又は地域は、第 1.6.6 条の規定に基づき提出された証拠が OIE に受理されてはじめて、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域のステータスを回復することになる。

緊急ワクチン接種が適用されない場合には、本項の待機期間は適用されず、第 8.8.3 条が適用される。

当該国又は地域は、第 1.6.6 条の規定に基づき提出された証拠が OIE に受理されてはじめて、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域のステータスを回復することになる。

- 4) FMD 清浄コンパートメントで FMDV **感染例**が発生した場合には、第 8.8.4 条**または第 8.8.4bis 条**が適用される。
- 5) ステータスを回復しようとする加盟国は、当該ステータスの回復のための関連要件が満たされてはじめて、その申請をするものとする。封じ込め地域が設定された場合には、当該封じ込め地域内の制限は、当該封じ込め地域内の当該疾病の根絶が成功してはじめて、本条の要件に従い解除されるものとする。

一時失効後 24 か月以内に回復の申請をしない加盟国に対しては、第 8.8.2 条、第 8.8.3 条又は第 8.8.4 条が適用される。

第 8.8.8 条

清浄地域（ワクチン接種又は非接種のもの）におけると畜を目的とする FMD 感受性動物の汚染地域からの直接輸送

FMD 感受性動物は、清浄地域のステイタスを危険にさらさないため、直近の指定と畜場/食肉処理場でと畜することを目的として以下の各号の条件の下で直接輸送される場合に限り、汚染地域を離れるものとする。

- 1) 移動前少なくとも 30 日間、FMD 感受性動物が原産地の飼育施設に導入されたことがなく、当該原産飼育施設の動物で、FMD の臨床症状を呈したものがいないこと。
- 2) 移動前少なくとも 30 日間、当該動物が当該原産飼育施設で飼育されていたこと。
- 3) 移動前少なくとも 4 週間、当該原産飼育施設の半径 10 キロメートル以内に FMD の発生がなかったこと。
- 4) 当該動物が、積載前に浄化及び消毒された輸送機関によって、獣医当局の監督下において、途中他の感受性動物と接触することなく、当該原産飼育施設から当該と畜場/食肉処理場まで直接輸送されること。
- 5) 当該汚染地域からの動物の肉を取り扱っている間、そのと畜場/食肉処理場が、生鮮肉の輸出が承認されないこと。
- 6) 輸送機関及び当該と畜場/食肉処理場が、使用后直ちに徹底した浄化及び消毒を受ける対象になっていること。

当該動物は、と畜前及びと畜後 24 時間以内に、と畜前及びと畜後の検査を受けて、FMD の証拠がなく、それに由来する肉は、第 8.8.22 条又は第 8.8.23 条の第 2 号に従い処理されるものとする。当該動物由来のその他の産物及びそれらと接触したあらゆる産物は、存在するおそれのある FMDV を殺滅するため第 8.8.31 条から第 8.8.38 条に従い処理されるものとする。

第 8.8.9 条

清浄地域（ワクチン接種又は非接種のもの）におけると畜を目的とする FMD 感受性動物の封じ込め地域からの直接輸送

FMD 感受性動物は、清浄地域のステイタスを危険にさらさないため、直近の指定と畜場/食肉処理場でのと畜することを目的として以下の各号の条件の下で直接輸送される場合に限り、封じ込め地域を離れるものとする。

- 1) 当該封じ込め地域は、第 8.8.6 条の要件に従い公式に設定されていること。
- 2) 当該動物が、積載前に浄化及び消毒された輸送機関によって、獣医当局の監督下において、途中他の感受性動物と接触することなく、当該原産飼育施設から当該と畜場/食肉処理場まで直接輸送されること。

- 3) 当該封じ込め地域からの動物の肉を取り扱っている間、そのと畜場/食肉処理場が、生鮮肉の輸出が承認されないこと。
- 4) 輸送機関及び当該と畜場/食肉処理場が、使用後直ちに徹底した浄化及び消毒を受ける対象になっていること。

当該動物は、と畜前及びと畜後 24 時間以内に、と畜前及びと畜後の検査を受けて、FMD の証拠がなく、それに由来する肉は、第 8.8.22 条又は第 8.8.23 条の第 2 号に従い処理されるものとする。当該動物由来のその他の産物及びそれらと接触したあらゆる産物は、存在するおそれのある FMDV を殺滅するため第 8.8.31 条から第 8.8.38 条に従い処理されるものとする。

第 8.8.9bis 条

ワクチン非接種清浄地域におけると畜を目的とする、FMD ワクチン接種動物のワクチン接種または非接種清浄地域からの直接輸送

FMD ワクチン接種動物は、ワクチン非接種清浄地域のステータスを危険にさらさないため、ワクチン接種動物は、直近の指定と畜場/食肉処理場でと畜されることを目的として以下の各号の条件の下で直接輸送される場合に限り、清浄地域から出発するものとする。

- 1) 当該動物の出発元飼育施設において、少なくとも移動の 30 日前から FMD の臨床徴候を示している動物がないこと
- 2) 当該動物が少なくとも移動の 3 か月前から当該国又は地域内で飼養されていること
- 3) 輸送機関内での当該動物は、獣医当局の監督下におかれること。また、当該動物の出発元飼育施設から直近の指定と畜場/食肉処理場まで直接輸送されること。
- 4) 汚染地域を経由する場合には、発送場所までの輸送の間、FMDV の感染源に暴露しなかったこと。

第 8.8.10 条

非ワクチン接種 FMD 清浄国、若しくは地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の輸入

獣医当局は、当該動物が以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 発送日に FMD の臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) 誕生以来又は少なくとも過去 3 か月間、非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域

又は FMD 清浄コンパートメントで飼育されていたこと。

3) 汚染地域を経由する場合には、発送場所までの輸送の間、FMDV の感染源に暴露しなかったこと。

4) 過去にワクチンを接種した場合には第 8.8.11 条の第 4 号を遵守すること。

第 8.8.11 条

ワクチン接種 FMD 清浄国、又は地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告

家畜反芻動物及び豚の輸入

獣医当局は、当該動物が以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

1) 発送日に FMD の臨床症状を呈していなかったこと。

2) 誕生以来又は少なくとも過去 3 か月間、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域で飼育されていたこと。

3) ワクチンが接種されていない場合、FMD のウイルス学的及び血清学的検査を受けて、陰性の結果であること。

4) ワクチンが接種されている場合、ウイルス学的及び非構造タンパク検出血清学的検査を受けて、陰性の結果であること

5) 汚染地域を経由する場合には、発送場所までの輸送の間、FMDV の感染源に暴露しなかったこと。

第 8.8.11bis 条

ワクチン接種清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告

と畜を目的としたワクチン接種動物の輸入

輸入国の獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

1) 当該動物が発送日の少なくとも 30 日前から、当該原産飼育施設において FMD の臨床症状を示していないこと。

2) 当該動物が誕生以来又は少なくとも過去 3 か月間、当該国、地域又はコンパートメントで飼育されていたこと。

3) 当該動物が当該原産飼育施設から密閉された輸送機関/船舶で獣医当局の監督の下に輸送されること。

4) 汚染地域を経由する場合には、発送場所までの輸送の間、FMDV の感染源に暴露しなかったこと

第 8.8.12 条

公的管理プログラムが存在する FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

家畜反芻動物及び豚の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 当該動物が、発送日に FMD の臨床症状を呈していなかったこと。
- 豚が第 8.8.31bis 条を遵守してない残飯を給餌されていないこと。
- 隔離されるまでの以下の各号のいずれかの期間、当該動物が当該原産飼育施設に飼育されていたこと。
 - a) 輸出国又は地域で摘発淘汰政策が FMD の管理に適用されている場合には、30 日間、又は 30 日齢より若いときには誕生以来
 - b) 輸出国又は地域で摘発淘汰政策が FMD の管理に適用されていない場合には、3 か月間、又は 3 か月齢より若いときには誕生以来
- 当該原産飼育施設が公的管理プログラムの対象であって、本条第 2 号の第 a 号及び第 b 号に定める相当期間、当該原産飼育施設内に FMD の発生がないこと。
- 当該動物が、発送前 30 日間、ひとつの飼育施設内で隔離され、隔離中のすべての動物が、隔離期間開始後少なくとも 28 日の時点で採取された試料に関し、FMDV の証拠を求めるウイルス学的及び血清学的診断検査を受けて、陰性の結果であり、当該期間中当該飼育施設の半径 10 キロメートル以内に FMD の発生がなかった又は当該飼育施設が動物検疫所であること。
- 当該動物が、当該飼育施設から発送場所までの輸送の間、FMDV の感染源に暴露しなかったこと。

第 8.8.13 条

非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントからの輸入に関する勧告

家畜反芻動物及び豚の非冷凍精液の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該供与雄畜が、以下の各号を満たすこと。
 - a) 当該精液採取日に FMD の臨床症状を呈していなかったこと。
 - b) 採取前少なくとも 3 か月間、非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントで飼育されていたこと。
 - c) FMDV の感染履歴がある動物がいない人工授精センターで飼育されていたこと。
- 2) 当該精液が、第 4.5 条及び第 4.6 条の規定に準じて、採取、処理及び保管されていたこと。

第 8.8.14 条

非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントからの輸入に関する勧告

家畜反芻動物及び豚の冷凍精液の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該供与雄畜が、以下の各号を満たすこと。
 - a) 当該精液採取日及びその後の 30 日間、FMD の臨床症状を呈していなかったこと。
 - b) 採取前少なくとも 3 か月間、非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントで飼育されていたこと。
- 2) 当該精液が、第 4.5 条及び第 4.6 条の規定に準じて、採取、処理及び保管されていたこと。

第 8.8.15 条

ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域からの輸入に関する勧告

家畜反芻動物及び豚の冷凍精液の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該供与雄畜が、以下の各号を満たすこと。
 - a) 当該精液採取日及びその後の 30 日間、FMD の臨床症状を呈していなかったこと。

- b) 採取前少なくとも 3 か月間、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域で飼育されていたこと。
 - c) 以下の各号のいずれかを満たすこと。
 - i) 少なくとも 2 回ワクチン接種を受けており、防護免疫が 6 か月を超えることが立証されていない場合には、最後のワクチン接種が、採取前 1 か月以上 6 か月以下の時点であること。
 - ii) 当該精液の採取 21 日以後の時点で、FMDV に対する抗体検査を受けて、陰性の結果であること。
- 2) 当該精液が、以下の各号を満たすこと。
- a) 当該精液が、第 4.5 条及び第 4.6 条の規定に従い、採取、処理及び保管されていたこと。
 - b) 採取後少なくとも 1 か月間、原産国で保管されており、当該期間中、当該供与動物が飼育されていた飼育施設の動物に FMD の症状を呈したものがいなかったこと。

第 8.8.16 条

FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

家畜反芻動物及び豚の冷凍精液の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該供与雄畜が、以下の各号を満たすこと。
 - a) 当該精液採取日及びその後の 30 日間、FMD の臨床症状を呈していなかったこと。
 - b) 採取前 30 日間に動物が追加されてなく、採取前及び採取後 30 日間、半径 10 キロメートル以内で FMD の発生がない人工授精センターで飼育されていたこと。
 - c) 以下の各号のいずれかを満たすこと。
 - i) 少なくとも 2 回ワクチン接種を受けており、防護免疫が 6 か月を超えることが立証されていない場合には、最後のワクチン接種が、採取前 1 か月以上 6 か月以下の時点であること。
 - ii) 当該精液の採取 21 日以後の時点で、FMDV に対する抗体検査を受けて、陰性の結果であること。

- 2) 当該精液が、以下の各号を満たすこと。
 - a) 当該精液が、第 4.5 条及び第 4.6 条の規定に従い、採取、処理及び保管されていたこと。
 - b) 当該供与雄畜が採取前 12 か月以内にワクチンの接種を受けた場合には、FMDV の証拠を求めるための検査を受けて、陰性の結果であること。
 - c) 採取後少なくとも 1 か月間、原産国で保管されており、当該期間中、当該供与雄畜が飼育されていた飼育施設の動物に FMD の症状を呈したものがいなかったこと。

第 8.8.17 条

生体由来ウシ属動物受精卵の輸入に関する勧告

輸出国、地域又はコンパートメントの FMD ステータスにかかわらず、獣医当局は、第 4.7 章及び 4.9 章の規定に適宜従い当該受精卵が収集、処理及び保管された旨証明する国際動物衛生証明書の提示を条件として、FMD を理由とする制限を課すことなく、生体由来ウシ属受精卵の自国の領土への輸入又は経由を認めるものとする。

第 8.8.18 条

非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントからの輸入に関する勧告

体外作成ウシ属受精卵の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該供与雌畜が以下の各号を満たすこと。
 - a) 卵子採取時に FMD の臨床症状を呈していなかったこと。
 - b) 採取前少なくとも 3 か月間、非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントで飼育されていたこと。
- 2) 第 8.8.13 条、第 8.8.14 条、第 8.8.15 条又は第 8.8.16 条の条件を適宜満たした精液を用いて授精が行われたこと。
- 3) 第 4.8 章及び第 4.9 章の規定に適宜従い、当該卵子が採取され、当該受精卵が処理及び保管されたこと。

第 8.8.19 条

ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域からの輸入に関する勧告

体外作成ウシ属受精卵の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該供与雌畜が、以下の各号を満たすこと。
 - a) 卵子採取時に FMD の臨床症状を呈していなかったこと。
 - b) 採取前少なくとも 3 か月間、ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域で飼育されていたこと。
 - c) 以下の各号のいずれかを満たすこと。
 - i) 少なくとも 2 回ワクチン接種を受けており、防護免疫が 6 か月を超えることが立証されていない場合には、最後のワクチン接種が、採取前 1 か月以上 6 か月以下の時点であること。
 - ii) 当該卵の採取 21 日以後の時点で、FMDV に対する抗体検査を受けて、陰性の結果であること。
- 2) 第 8.8.13 条、第 8.8.14 条、第 8.8.15 条又は第 8.8.16 条の条件を適宜満たした精液を用いて受精が行われたこと。
- 3) 第 4.8 章及び第 4.9 章の規定に適宜従い、当該卵子が採取され、当該受精卵が処理及び保管されたこと。

第 8.8.20 条

非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントからの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の生鮮肉及び肉製品の輸入

獣医当局は、当該肉の全積送品が以下の各号を満たす動物に由来する旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 非ワクチン接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントで飼育されたいたこと、又は第 8.8.10 条、第 8.8.11 条若しくは第 8.8.2 条に従い輸入されたこと。
- 2) 認可と畜場/食肉処理場でと畜され、と畜前及びと畜後の検査を受けて良好な結果であること。

第 8.8.21 条

ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の生鮮肉及び肉製品の輸入

獣医当局は、当該肉の全積送品が、以下の各号を満たす動物に由来する旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) ワクチン接種 FMD 清浄国又は地域で飼育されたこと、又は第 8.8.10 条、第 8.8.11 条若しくは第 8.8.2 条に従い輸入されたこと。
- 2) 認可と畜場/食肉処理場でと畜され、と畜前及びと畜後の検査を受けて良好な結果であること。
- 3) 反芻動物の場合には、頭部（咽頭、舌及び関連リンパ節を含む）が、発送から除外されていること。

第 8.8.22 条

公的管理プログラムが存在する FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

ウシ属又は水牛 (*Bubalus bubalis*) の生鮮肉（脚部、頭部及び内臓を除く）の輸入

獣医当局は、当該肉の全積送品が以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 以下の各号を満たす動物に由来すること。
 - a) ウシ属及び水牛が FMD に対するワクチン接種を定期的に受けており、公的管理プログラムが運用されている輸出国の一地域に、と畜前少なくとも 3 か月間、留置されていたこと。
 - b) 少なくとも 2 回ワクチンの接種を受けており、最後のワクチン接種が、と畜前 1 か月以上の時点に行われ、当該ワクチンの防護免疫が 6 か月を超えることが立証されていない場合には、と畜前 6 か月以内の時点で行われたこと。
 - c) 当該動物が、過去 30 日間の間、
-動物検疫所にいた、
-または当該期間中当該飼育施設の半径 10 キロメートル以内に FMD の発生がなかったひとつの飼育施設内で隔離されていたこと、又は当該飼育施設が動物検疫所であること。
 - d) 当該ウシ属及び水牛が積載される前に浄化及び消毒された輸送機関によって、途中輸出に必要な条件を満たさない他の FMD 感受性動物と接触することなく、当該原産飼育施設又は動物検疫所から当該認可と畜場/食肉処理場まで直接輸

送されること。

- e) 以下の各号を満たす認可と畜場/食肉処理場でと畜されたこと。
 - i) 輸出向けとして公的に指定されていること。
 - ii) と畜前に実施された最後の消毒から輸出のための当該発送が終わるまでの期間中、FMD が発見されなかったこと。
 - f) 6.2 章の規定に従い、と畜前及びと畜後 24 時間以内にと畜前及びと畜後の検査を受けて良好な結果であること FMD の証拠がないこと。
- 2) 以下の各号を満たす骨抜きと体に由来すること。
- a) 主要リンパ節が取り除かれていること。
 - b) 骨抜き前に、2℃より高い温度で、と畜後最短 24 時間、熟成過程を受け、熟成中の pH 値が、両背最長筋の中間で検査して 6.0 未満であること。

第 8.8.22bis 条

公的管理プログラムが存在する FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

豚の生鮮肉の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 第 8.8.12 条の第 1 号から 6 号に規定される動物の肉に由来すること
- 2) 当該豚が積載される前に洗浄及び消毒された輸送機関によって、途中、輸出に必要な条件を満たさない他の感受性動物と接触することなく、当該原産飼育施設又は動物検疫所から当該認可と畜場/食肉処理場まで直接輸送されること。
- 3) 当該動物が以下の各号を満たす認可と畜場/食肉処理場でと畜されたこと。
 - a) 輸出向けとして公的に指定されていること。
 - b) と畜前に実施された最後の消毒から輸出のための当該発送が終わるまでの期間中、FMD が発見されなかったこと。
- 4) 6.2 章の規定に従い、と畜前及びと畜後の検査を受けて良好な結果であること。
- 5) と体がと畜後 24 時間以内かつ、獣医当局が当該原産飼育施設において FMD の発生がなかったことを確認するよりも前に出荷されないこと。

第 8.8.23 条

FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の肉製品の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する**国際動物衛生証明書**の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該肉の全積送品が、認可と畜場/食肉処理場でと畜され、と畜前及びと畜後の FMD 検査を受けて良好な結果であったこと。
- 2) 当該肉製品が、第 8.8.31 条の方法のひとつに従い、FMDV の殺滅を確保する処理を受けたこと。
- 3) 当該処理後に、当該肉製品と FMDV の潜在的感染源との接触を防止するため、必要な予防措置がとられたこと。

第 8.8.24 条

ワクチン接種若しくは非接種 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントからの輸入に関する勧告

人の食用、及び飼料での使用又は農業若しくは工業利用を目的とする動物由来製品 (FMD 感受性動物のもの) に使用される乳及び乳製品の輸入

獣医当局は、当該産物が FMD 清浄国、地域若しくはコンパートメントで飼育されていた又は第 8.8.10 条、第 8.8.11 条若しくは第 8.8.12 条に従い輸入された動物に由来する旨証明する**国際動物衛生証明書**の提示を義務付けるものとする。

第 8.8.25 条

公的管理プログラムが存在する FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

乳及び乳製品の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する**国際動物衛生証明書**の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該産物が、以下の各号を満たすこと。
 - a) 乳収集時に FMD に汚染されていない又は汚染されたおそれのない飼育施設に由来すること。
 - b) 第 8.8.35 条及び第 8.8.36 条の方法のひとつに従い、FMDV の殺滅を確保する処理を受けていること。
- 2) 当該産物と FMDV の潜在的感染源との接触を防止するため、必要な予防措置が処理

後にとられていること。

第 8.8.26 条

FMD 汚染国又は地域又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の血粉及び肉粉の輸入

獣医当局は、次の各号の旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該産物の製造方法に最低中心温度 70℃で少なくとも 30 分間の加熱処理が含まれること。
- 2) 当該産物の製造後に FMDV の感染源の可能性のあるあらゆる製品との接触を避けるための必要な予防措置がとられていること。

第 8.8.27 条

FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の羊毛、毛、剛毛、生皮及び皮革の輸入

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該産物が、第 8.8.32 条、第 8.8.33 条及び第 8.8.34 条の方法のひとつに従い、FMDV の殺滅を確保する処理を受けたこと。
- 2) 当該産物と FMDV の潜在的感染源との接触を防止するため、必要な予防措置が処理後にとられたこと。

獣医当局は、当該産物が製革業界で使用されている普通の化学的又は機械的処理を受けた場合には、制限を課すことなく、半加工皮及び皮革（石灰皮、ピクル皮及びクロムなめし、クラストレザー等の半加工革）の自国の領土への輸入又は経由を認めるものとする。

第 8.8.28 条

FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

わら及びまぐさの輸入

獣医当局は、当該物品が以下の第 1 号及び第 2 号、又は第 3 号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 動物由来物によるはっきりと識別される汚染がないこと。

- 2) 以下の処理のいずれかひとつを受けて、俵で送付される物の場合には、当該俵の中心まで浸透することが示されたこと。
 - a) 当該俵の中心が、少なくとも 10 分間、最低温度 80℃に達する密閉室内の蒸気作用
 - b) 最低温度 19℃で少なくとも 8 時間、密閉室内に置かれる、35 から 40 パーセントのホルマリン市販溶液によるホルマリン燻蒸（ホルムアルデヒドガス）作用
- 3) 輸出向けに通関されるまで少なくとも 4 か月間保税倉庫に置かれたこと。

第 8.8.29 条

ワクチン接種若しくは非接種 FMD 清浄国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性野生生物由来の皮革及び剥製の輸入

獣医当局は、当該産物がそのような国又は地域で殺された又は FMD 清浄の国、地域若しくはコンパートメントから輸入された動物に由来する旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

第 8.8.30 条

FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性野生生物由来の皮革及び剥製の輸入

獣医当局は、当該産物が第 8.8.37 条の方法に従い、FMDV の殺滅を確保する処理を受けている旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

第 8.8.31 条

肉及び肉製品中の FMDV 不活化方法

肉及び肉製品中の FMDV の存在を不活化するためには、以下の各号の方法のひとつが使用されるものとする。

1. 缶詰化

肉及び肉製品が、最短で 30 分間、内部中心温度が少なくとも 70℃に達する密閉容器内での加熱処理又は FMDV を不活化することが立証されている同等の処理を受ける。

2. 徹底した調理

あらかじめ骨及び脂肪を取り除いた肉並びに肉製品が、最短で 30 分間、中心温度が少なくとも 70℃の結果になる加熱処理を受ける。

調理後は、FMDV の感染源に暴露することがない方法で梱包及び取り扱われるものとする。

3. 塩漬け後の乾燥

死後硬直完了時に、当該肉が、骨抜きされ、塩 (NaCl) で処理され、完全に乾燥される。それは、室温で悪化しないものである。

‘完全に乾燥される’とは、2.25 対 1 を超えない含水タンパク質率又は 0.85 を超えない水分活性 (Aw) と定義される。

第 8.8.31bis 条

残飯中の FMDV 不活化方法

残飯中の FMDV の不活化のため、以下の各号のうち何れかの措置がとられるものとする。

- 1) 当該残飯は、継続的に攪拌しながら、少なくとも 90°C の温度で、少なくとも 60 分間維持されている、
- 2) 当該残飯は、絶対圧力 3 気圧下において、継続的に攪拌しながら、少なくとも 121°C の温度で、少なくとも 10 分間維持されている又は
- 3) 当該残飯は FMDV を不活化することが証明されている適切な処置が講じられている

第 8.8.32 条

羊毛及び毛の中の FMDV 不活化方法

産業用の羊毛及び毛の中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、以下の各号の方法のひとつが使用されるものとする。

- 1) 羊毛に対して、水、洗剤及び水酸化ナトリウム (NaOH ソーダ) 又は水酸化カリウム (KOH カリ) の一連の溶液中への当該羊毛の浸漬から構成される産業的洗浄
- 2) 消石灰又は亜硫酸ナトリウムを使用した化学的脱毛
- 3) 密閉室内でも少なくとも 24 時間のホルムアルデヒド燻蒸
- 4) 羊毛に対して、60 から 70°C に維持された水溶界面活性剤中への羊毛の浸漬から構成される産業的精練
- 5) 羊毛に対して、4°C で 4 か月間、18°C で 4 週間又は 37°C で 8 日間の保管

第 8.8.33 条

剛毛中の FMDV 不活化方法

産業用の剛毛中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、以下の各号の方法のひとつが使用されるものとする。

- 1) 少なくとも 1 時間の煮沸
- 2) 1 パーセントホルムアルデヒドの水性溶液への少なくとも 24 時間の浸漬

第 8.8.34 条

生皮及び皮革中の FMDV 不活化方法

産業用の生皮及び皮革中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、以下の方法が使用されるものとする。2 パーセント炭酸ナトリウム (Na_2CO_3) を含有する塩による少なくとも 28 日間の処理

第 8.8.35 条

人の食用の乳及びクリーム中の FMDV 不活化方法

人の食用の乳及びクリーム中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、以下の各号の方法のひとつが使用されるものとする。

- 1) 最低温度 132°C で少なくとも 1 秒間の工程 (超高温 [UHT])
- 2) 当該乳が 7.0 未満の pH である場合には、最低温度 72°C で少なくとも 15 秒間の工程 (高温-短時間殺菌 [HTST])
- 3) 当該乳が 7.0 以上の pH である場合には、HTST 工程を 2 回適用

第 8.8.36 条

動物の餌用の乳及びクリーム中の FMDV 不活化方法

動物の餌用の乳及びクリーム中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、以下の各号の方法のひとつが使用されるものとする。

- 1) HTST 工程を 2 回適用
- 2) 少なくとも 1 時間 pH6 に維持、脱水処理を組み合わせた少なくとも 72°C の追加加熱等の物理的処理を組み合わせた HTST
- 3) 本条第 2 号の他の物理的処理を組み合わせた UHT

第 8.8.37 条

当該疾病に感受性のある野生生物の皮革及び剥製中の FMDV 不活化方法

FMD に感受性のある野生動物の皮革及び剥製中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、完全な剥製処理前に以下の方法のひとつが使用されるものとする。

- 1) 骨、角、蹄、爪、枝角又は歯以外の物質が確実に取り除かれる適切な時間の水中煮沸
- 2) 室温（20℃以上）での少なくとも 20 キログレイのガンマ線照射
- 3) pH11.5 以上に維持された 4 パーセント（重量/体積）炭酸ナトリウム（ Na_2CO_3 ）溶液中に、攪拌しながら、少なくとも 48 時間浸漬
- 4) pH3.0 未満に維持された蟻酸溶液（1,000 リットルの水中 100 キログラムの塩〔 NaCl 〕及び 12 キログラムの蟻酸）中に、攪拌しながら、少なくとも 48 時間浸漬。湿潤剤及び仕上剤を添加しても良い。
- 5) 生皮の場合には、2 パーセント炭酸ナトリウム（ Na_2CO_3 ）を含有する塩による少なくとも 28 日間の処理

第 8.8.38 条

反芻動物及び豚のケーシング中の FMDV 不活化方法

反芻動物及び豚のケーシング中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、以下の方法が使用されるものとする。当該全期間中 12℃を超える温度に維持された、乾燥塩（ NaCl ）若しくは飽和塩水（ NaCl , $aw < 0.80$ ）、又は 88.5 重量パーセント NaCl 、10.7 重量パーセント Na_2HPO_4 及び 2.8 重量パーセント Na_3PO_4 を含有する磷酸塩添加塩の乾燥物若しくは飽和塩水による少なくとも 30 日間の処理

第 8.8.39 条

OIE 承認 FMD 公的管理プログラム

OIE 承認 FMD 公的管理プログラムの全般的な目的は、国が漸進的に当該状況を改善し、最終的に FMD 清浄ステータスを取得することである。当該公的管理プログラムは、たとえある措置が限定的なサブ個体群のみに向けられている場合であっても、国全体に適用可能なものであるものとする。

加盟国は、本条に従う措置を実施している場合には、自国の FMD 公的管理プログラムの承認を任意に申請することができる。

加盟国は、自国の FMD 公的管理プログラムの OIE の承認を得るために、以下の各号を満たすものとする。

- 1) 第 1.1 章の要件に従う定期的及び即応の動物疾病報告の記録を持っていること。

- 2) 獣医サービスの FMD 管理能力の証拠文書を提出すること。当該証拠を提供するひとつの方法は、OIE・PVS パスウェイを介することである。
- 3) 当該国又は地域の FMD を管理し、最終的に根絶するための、以下の各号の項目を含むプログラムの詳細計画を提出すること。
 - a) 予定表
 - b) 当該管理措置が有効に実施されていることを評価するための業績指標
 - c) 当該 FMD 公的管理プログラムが、国の全域に適用可能であることを示す証拠書類
- 4) 以下の各号の項目を記述した当該国の FMD 疫学に関する一連書類を提出すること。
 - a) 現在の知見及び欠落並びに FMD 管理に関しなされた進歩を強調した当該国の全般的疫学
 - b) FMD 発生事例の低減、及び当該国の少なくとも一地域における FMDV 伝搬の根絶を目的とする感染侵入予防措置、すべての FMD 発生の早期発見及びそれに対する迅速対応
 - c) 主な家畜生産システム並びに当該国内及び当該国への FMD 感受性動物及びその産物の移動パターン
- 5) 以下の各号を満たす FMD サーベイランスが施行されている証拠を提出すること。
 - a) 第 1.4 章の規定及び本章のサーベイランスに関する規定を考慮していること。
 - b) 診断能力及び診断手続（診断及び株の更なる特性評価を実施する検査施設への試料の定期的な提出を含む）を備えていること。
- 6) 当該公的管理プログラムの一部としてワクチン接種が実施されている場合には、以下を提出すること。
 - a) 選択された個体群のワクチン接種が義務であることの証拠（法令の写し等）
 - b) とりわけ以下の各号の項目に関するワクチン接種キャンペーンの詳細情報
 - i) ワクチン接種の対象個体群
 - ii) ワクチン接種適用範囲の監視（個体群免疫の血清学的監視を含む）
 - iii) 使用されるワクチンの技術的仕様及び施行中の承認手続に関する説明（流行中の FMDV 株とのマッチングを含む）
 - iv) 陸生マニュアルの基準及び方法を十分に満たすワクチン仕様への移行予定

表

7) 発生した場合に実施される緊急事態準備対応計画を提出すること。

当該加盟国の FMD 公的管理プログラムは、第 1.6.11 条の規定に基づき提出された証拠が OIE に受理されてはじめて、OIE が承認するプログラムの名簿に記入されることになる。当該名簿に引き続き記載されるためには、当該公的管理プログラムの進捗及び本条各号に係る重要な変化の情報に関する年次最新情報を必要とする。疫学的状況その他重要な事象の変化は、第 1.1 章の要件に従い OIE に報告されるものとする。

OIE は、以下に掲げるいずれかの証拠がある場合には、当該公的管理プログラムの承認を取り下げることができる。

- 当該プログラムの予定表又は業績指標の不履行
- 獣医サービス能力の重大な問題
- 当該プログラムでは対応することができない FMD 事例の増加又は発生地域の拡大

第 8.8.40 条

サーベイランスの一般原則

第 8.8.40 条から第 8.8.47 条は、当該国、地域若しくはコンパートメントの段階で FMD の清浄性の確立、維持若しくは回復を求める又は第 8.8.39 条に従い自国の FMD 公的管理プログラムの OIE による承認を求める加盟国に対し、第 1.4 章に従う適用可能な FMD サーベイランスの原則を明らかにし、指針を規定する。疾病及び FMDV 感染又は伝搬の同定を目的とするサーベイランスは、第 8.8.1 条第 2 項に規定される家畜及び適宜野生生物の動物種を対象を含むものとする。

1. 早期発見

第 1.4 章に従うサーベイランスシステムは、獣医当局の所掌であるものとし、生産、販売及び加工の全チェーンを通じて疑似症例を報告する早期警戒システムを備えているものとする。試料の迅速な採取及び FMD 診断検査施設への輸送のための手順が整備されているものとする。このためには、サーベイランスの責任者が、試料採取キットその他の器具を利用できることが必要である。サーベイランスの責任者は、FMD の診断及び管理の専門家からなるチームの支援を求めることができるものとする。

2. 清浄性の立証

FMD の影響及び疫学は、世界のさまざまな地域で大きく異なっており、したがって、すべての状況に関する具体的勧告を規定することは不適切である。当該国、地域又はコンパートメントの FMD 清浄性を受け入れ可能な信頼性の水準で立証するため

に展開されるサーベイランス戦略は、地域特有の状況に合わせて調整されるものとする。たとえば、豚に馴化した FMDV 株による発生後の FMD 清浄性を立証するアプローチは、アフリカ野牛 (*Syncerus caffer*) が感染の潜在的レゼルボアである国又は地域における FMD 清浄性を立証するため計画されたアプローチとは当然大きく異なる。

FMD サーベイランスは、継続的なプログラムの形態であるものとする。FMDV の感染及び伝搬の証拠がない旨立証するプログラムは、OIE 若しくは貿易相手国が受け入れるには不十分な結果を生む、又は過剰に費用がかかり、後方業務支援が複雑になるのを避けるため、慎重に計画及び実施されるものとする。

当該サーベイランスプログラムの戦略及び計画は、歴史的疫学環境（ワクチン接種の使用の有無を含む）に依存して決まることになる。

非ワクチン接種 FMD 清浄性を実証したい加盟国は、FMDV 感染の証拠がない旨立証するものとする。

ワクチン接種 FMD 清浄性を実証したい加盟国は、いかなる感受性個体群内においても FMDV が伝搬していない旨立証するものとする。ワクチン接種を受けた個体群内においては、FMDV 伝搬の証拠がない旨立証する血清学的調査は、ワクチン接種回数が限定的な若齢動物、非ワクチン接種動物等、非構造タンパク質に対するワクチン由来抗体を示す可能性がより低い動物を対象にするものとする。サーベイランスによって、いかなる非ワクチン接種サブ個体群内においても、FMDV 感染の証拠がない旨立証されるものとする。

コンパートメントを設定及び維持するために展開されるサーベイランス戦略によって、当該コンパートメント外部の FMD の流行、分布及び特性が明確化されるものとする。

3. OIE 承認公的管理プログラム

OIE 承認公的管理プログラムの支持を得て展開されるサーベイランス戦略は、使用されたワクチン接種の有効性及びすべての FMD 発生の早期発見能力の証拠を立証するものとする。

したがって、加盟国は、FMD の疫学を理解することを目的にサーベイランスを計画及び実施する当該公的管理プログラムの一部として、かなりの許容範囲をもって、自国の全領土又は一部に FMDV 感染及び伝搬がない旨証明することができる。

加盟国は、関連する地域の FMD の疫学を説明するのみならず、すべてのリスク要因（野生生物の役割を適宜含む）がどのようにして同定され、管理されているかを立証する、自国の申請を支持する一連書類を OIE に提出するものとする。これには、科学に基づく裏付けデータの提出が含まれるものとする。

4. サーベイランス戦略

FMDV 感染の流行を確定する又は FMDV 感染若しくは伝搬がない旨実証するため展開される戦略は、第 1.4.4 条及び第 1.4.5 条に規定される受け入れ可能な統計学的信頼性の水準の無作為又は標的型臨床調査又は試料採取に基づいている。特定の地域又は動物種での感染の可能性が高まっていることが明らかにできる場合には、標的型試料採取が適切である場合もある。臨床検査が、明瞭な臨床症状を呈する可能性の高い特定の動物種（ウシ属、豚等）を標的にする場合もある。当該加盟国は、選択されたサーベイランス戦略及び試料採取の頻度が、第 1.4 章及び疫学的状況に従い、FMDV の感染又は伝搬の有無を検出するのに適切なものである旨正当化されるものとする。

当該試料採取戦略の計画には、疫学的に適切な推定感染率が組み込まれるものとする。検査のために選択されたサンプル数は、前もって定めた最小の割合でそれが発生した場合であっても、感染又は伝搬を発見できる適切な数であるものとする。当該サンプル数及び推定疾病感染率が、当該調査結果の信頼性の水準を決定する。当該加盟国は、第 1.4 章に従い、サーベイランスの目的及び一般的又は歴史的疫学状況に基く推定感染率及び信頼性の水準の選択を正当化するものとする。

5. 疑似症例の追跡調査及び結果の解釈

疑似症例は、当該状況の原因が FMDV である旨確定する又はそれを排除するため、緊急の追跡及び調査を必要とするが、有効なサーベイランスシステムによって、そのような疑似症例が同定されることになる。当該疑似症例は、試料が採取され、当該試料は、診断検査のため送付されるものとする（疫学的及び臨床的調査によって確定又は排除できる場合を除く）。疑似症例の発生及びそれがどのように調査され、取り扱われたかについての詳細は、文書化されるものとする。これには、診断検査の結果及び当該関連動物が調査中に受けた管理措置が含まれるものとする。

採用された診断検査の感受性及び特異性（確認検査の能力を含む）は、当該計画、サンプル数の決定及び得られた結果の解釈における重要な要素である。使用された検査の感受性及び特異性は、標的個体群の動物のワクチン接種又は感染履歴及び生産分類に応じて確認されるものとする。

サーベイランス計画は、偽の陽性反応の発生を予期するものとする。検査システムの特徴が既知の場合には、これら偽の陽性が発生する割合は、あらかじめ計算することができる。それが感染又は伝搬を示唆するか否かを高い信頼性の水準で決定する、陽性事例を追跡調査する有効な方法が整備されているものとする。これには、原産疫学単位及びそれと疫学的な関連性がある動物群から診断材料を採取する追加検査及び追跡調査が含まれるものとする。

検査施設での結果は、疫学的状況に照らして検討されるものとする。血清学的調査を補足し、ウイルス伝搬の可能性を評価するために必要な推論情報には以下に掲げる項目が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- 既存生産システムの特徴

- 疑似例及びそのコホートの臨床サーベイランス結果
- 評価中の区域で実施されるワクチン接種の数及びプロトコルの説明
- 反応飼育施設のバイオセキュリティ及び沿革
- 動物の個体識別及びトレーサビリティ並びにその移動の管理
- 歴史的に有名な FMDV 伝播において地域的に重要なその他のパラメータ

6. 個体群免疫の立証

慣例のワクチン接種後に、ワクチン接種の適切な適用範囲、個体群免疫等、当該ワクチン接種プログラムの有効性を立証する証拠が提供されるものとする。これは、ワクチン接種後調査によって、残余の感染又は伝搬を調査する必要性を弱めるのに役立たせることができる。

個体群免疫を推定する血清学的調査の計画に当たっては、当該動物が受けるワクチン接種の回数を考慮するため、血液試料採取は、月齢別に層化されるものとする。最終ワクチン接種から試料採取までの間隔は、意図する目的によって決まってくる。ワクチン接種後 1 又は 2 か月後の試料採取は、当該ワクチン接種プログラムの有効性に関する情報を提供し、再ワクチン接種前又は時点での試料採取は、免疫期間に関する情報を提供する。多価ワクチンが使用される場合には、当該ワクチンに混合された各抗原に対してではないにしても、少なくとも各血清型に対する抗体価を決定するための検査が実施されるものとする。受け入れ可能な抗体価に関する検査限界値が、関連抗原に関するワクチン・攻撃試験結果によって立証された保護水準を参照して、決定されるものとする。流行ウイルスの脅威が、当該ワクチンウイルスと大きく異なる抗原特性を有する野外ウイルスの結果である場合には、個体群免疫の防護効果を解釈するときに、それを考慮するものとする。個体群免疫の数値は、所与のサブ個体群の全感受性動物を参照し、ワクチン接種動物の部分集合と関連付けて、見積もられるものとする。

調査の全プロセスは、サーベイランスプログラムの中に文書化されるものとする。

すべての疫学情報は実証されるものとし、その結果は、最終報告に順序正しくまとめられるものとする。

第 8.8.41 条

サーベイランスの方法

1. 臨床サーベイランス

日々家畜と接する農家及び作業員並びに動物看護師、獣医師及び診断技術者は、FMD の疑似例を直ちに報告するものとする。獣医当局は、これらの者を啓蒙するプ

プログラムを実施するものとする。

臨床サーベイランスは、感受性動物の身体検査を必要とする。大規模血清学的スクリーニングの診断価値が重視されているものの、十分な数の臨床的に敏感な動物が適切な頻度で検査を受け、当該調査が記録及び定量化される場合には、臨床検査に基づくサーベイランスによって、高い信頼性の水準で、疾病が発見されることがある。

疑似症例の状態を明確化するためには、臨床検査及び診断検査が採用されるものとする。診断検査が臨床的疑似症例を確定診断する場合もあれば、臨床サーベイランスが検査施設検査の陽性結果の確定診断に寄与する場合もある。野生生物及び通常臨床症状を呈さない家畜動物種、又は十分な観察を許さない飼養システムでは、臨床サーベイランスが不十分な場合がある。そのような状況においては、血清学的サーベイランスが使用されるものとする。狩猟、捕獲並びに非侵襲的試料採取及び観察法は、野生生物の動物種から情報及び診断試料を得る目的で利用することができる。

2. ウイルス学的サーベイランス

病原ウイルスの分子学的、抗原学的その他生物学的特性並びにその感染源の確定は、試料を提供する臨床サーベイランスに主として依存している。FMDV の分離株は、定期的に OIE リファレンスラボラトリーに送付されるものとする。

ウイルス学的サーベイランスは以下の各号を目的とする。

- a) 臨床的疑似症例を確定診断すること。
- b) 血清学的陽性結果を追跡調査すること。
- c) 疫学調査及びワクチンマッチングのため分離株を特徴付けること。
- d) 当該ウイルスの存在及び伝搬のリスクが高い個体群を監視すること。

3. 血清学的サーベイランス

血清学的サーベイランスは、非構造タンパク質検査又は構造タンパク質検査を使用した感染又はワクチン接種の結果による抗体を検出することを目的とする。

血清学的サーベイランスは、以下の各号の目的で使用される。

- a) 感染率を推定する又は FMDV の感染若しくは伝搬がない旨実証すること。
- b) 個体群免疫を監視すること。

他の目的で収集された血清は、本章に規定される調査計画の原則を満たす場合には、FMD サーベイランスに利用することができる。

無作為又は標的型血清学的調査の結果は、国、地域又はコンパートメントにおける FMD の状況に係る信頼できる証拠を提供する上で重要である。したがって、当該調査は、徹底的に文書化されることが不可欠である。

第 8.8.42 条

血清学的検査の使用及び解釈（図 3 参照）

血清学的検査の選択及び解釈は、疫学的状況に照らして考慮されるものとする。使用されるすべての検査の試験プロトコル、試薬、性能特性及び検証が、周知されるものとする。検査が組み合わせて使用される場合には、全体的な検査システムの性能特性もまた周知されるものとする。

FMDV に感染した動物は、当該ウイルスの構造タンパク質及び非構造タンパク質両方の抗体を産生する。ワクチン接種動物は、ワクチンの精製度合いに応じて、当該ウイルスの構造タンパク質に対する抗体を主に又はもっぱら産生する。構造タンパク質検査は、血清型特異的であり、感受性を最適化するためには、予期される野外株に近縁の抗原又はウイルスを選択するものとする。ワクチン非接種個体群では、FMDV 感染若しくは伝搬の証拠を求めて血清をふるいにかける又はワクチン接種動物の侵入を発見するため、構造タンパク質検査を使用することができる。ワクチン接種個体群では、当該ワクチン接種に対する血清学的反応を監視するため、構造タンパク質検査を使用することができる。

非構造タンパク質検査は、当該ワクチンが精製に関し陸生マニュアルの基準を遵守している場合には、当該動物のワクチン接種ステータスにかかわらず、すべての血清型の FMDV の感染又は伝搬の証拠を求めて血清をふるいにかけるのに使用することができる。ただし、ワクチン接種を受け、その後に FMDV に感染した動物は非構造タンパク質に対する抗体を産生するものの、その水準は、ワクチンの接種を受けていない感染動物に認められるものよりも低い場合がある。FMDV に接触したすべての動物が血清学的に陽性になるよう確保するためには、各ワクチン接種区域において、非構造タンパク質抗体検査のための試料が、最終症例から 30 日以後、いかなる場合であっても、最終ワクチン接種から 30 日以後に採取されることが推奨される。

FMDV 抗体検査の陽性結果には、以下の各号の原因の可能性がある。

- FMDV の感染
- FMD に対する ワクチン接種
- 母子移行抗体（ウシ属の母子移行抗体は、通常 6 か月齢まで認められるが、個体によっては及び別の動物種によっては、母子移行抗体がさらに長い期間検出される場合がある。）
- 使用された検査における当該血清の非特異反応

1. 検査で陽性結果である場合の方法

それが検査で確認された陽性反応である又はさらなる調査及び検査が必要であるか否かの決定をする場合には、血清学的陽性反応の割合及び強さが考慮されるものとする。

偽の陽性結果が疑われた場合には、血清学的陽性反応は、同じ検査の繰り返し及び確定診断検査を使用して当該検査施設内で再検査されるものとする。確定診断のため使用された検査は、偽の陽性検査結果を最小限に抑えるため、高い診断特異性を持つものとする。確定検査の診断感受性は、ふるい分け検査のそれと同じ水準又はそれを超えるものであるものとする。

少なくとも一例の陽性反応が検査で確認されたすべての動物群は、調査を受けるものとする。当該調査は、**ウイルス学的検査及びと同様に**当初の調査で展開された血清学的検査の陽性結果が FMDV の伝搬によるものであるとの仮説を確定又は論駁するために**用いられる**血清学的追加検査の結果を含むすべての証拠を検討するものとする。当該調査によって、各陽性動物群のステータスに証拠書類が提供されるものとする。疫学的調査は、平行して継続されるものとする。

動物群内又は地域内の血清学的陽性結果のクラスター化は、それが、試料採取個体群の統計学、ワクチンの暴露又は感染若しくは伝搬の存在等、一連の事象を反映しているおそれがあることから、調査されるものとする。クラスター化は感染又は伝搬を示唆するおそれがあることから、当該調査計画には、すべての事例の調査が組み込まれるものとする。

血清学的陽性動物の数の増加又は二次試料採取時の抗体価の増加を立証することによる FMDV 伝搬同定のため、ペア血清学が使用されるものとする。

当該調査には、陽性反応動物、同一疫学単位の感受性動物、及び当該陽性反応動物と接触した、さもなくば疫学的に関連した感受性動物を含むものとする。試料採取された動物は、検査結果までの間、当該飼育施設内に留置され、明瞭に同定され、接近可能であり、適切な期間後に再検査が可能になるよう当該調査期間中はワクチン接種を受けないものとする。臨床検査に続いて、適切な期間が経過後に、当該陽性反応と直接接触した動物を重点化した最初の調査で検査を受けた動物から二回目の試料が採取されるものとする。当該動物が個別に同定されていない場合には、最初の調査計画を繰り返し適用し、適切な期間の後、当該飼育施設内で新たな血清学的調査が行われるものとする。FMDV が循環していない場合には、観察される抗体活性の大きさ及び広がり、当初の試料のそれと比較して、統計学的有意差をもって当然異なっている。

状況によっては、非ワクチン接種のおとり動物もまた使用することができる。それは、非ワクチン接種母畜由来の若齢動物又は母子移行免疫が消滅した動物であって、当該陽性試料採取単位と同じ動物種であることが望ましい。他の感受性ワクチン非接種動物が存在する場合には、それは追加の血清学的証拠を提供するおとりとして作用する。

当該おとりは、少なくとも潜伏期間の 2 倍の期間、調査中の疫学単位の動物と密接に接触して飼育されるものとし、FMDV の伝播が循環していない場合には、血清学的に陰性のままである。

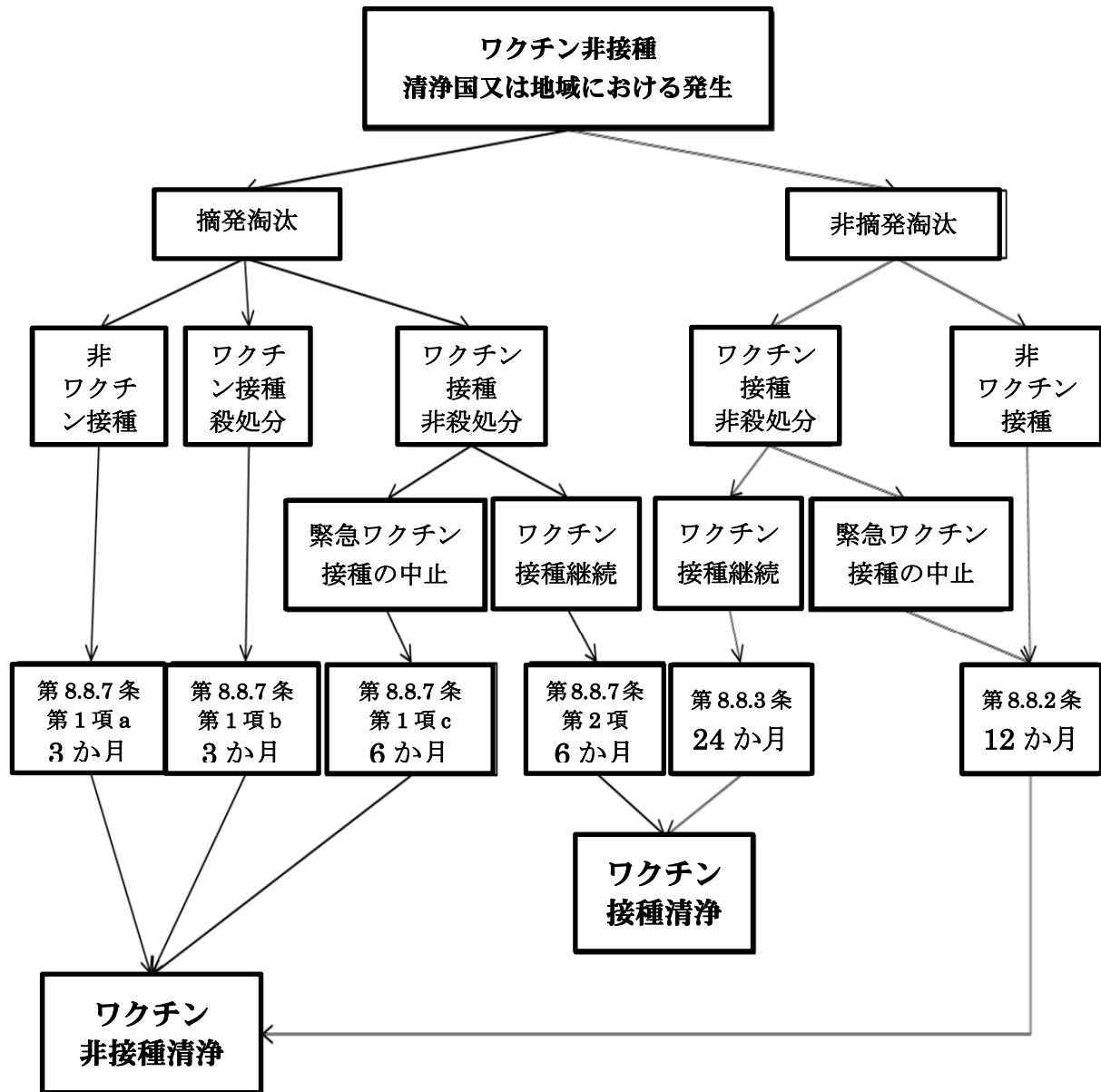
2. 現地調査及び検査施設検査所見の追跡調査

伝搬が立証される場合には、発生が宣言される。

現時の FMDV 伝搬がない場合には、少数の血清学的陽性動物の重要性を決定することは困難である。そのような所見が、反芻動物においては、過去の感染からの回復を示唆する場合もあれば、キャリア状態への発展を示唆している場合もあり、又は非特異血清学的反応による場合もある。非構造タンパク質に対する抗体が、精製の条件を満たさないワクチンによるワクチン接種を繰り返したことによって誘導される場合もある。ただし、そのようなワクチンの使用は、公式ステータスを申請する国又は地域では許可されない。FMDV の感染及び伝搬の証拠がない場合には、そのような所見が、新たな発生の宣言を正当化することにはならず、追跡調査によって完全なものになるとみなされる場合もある。

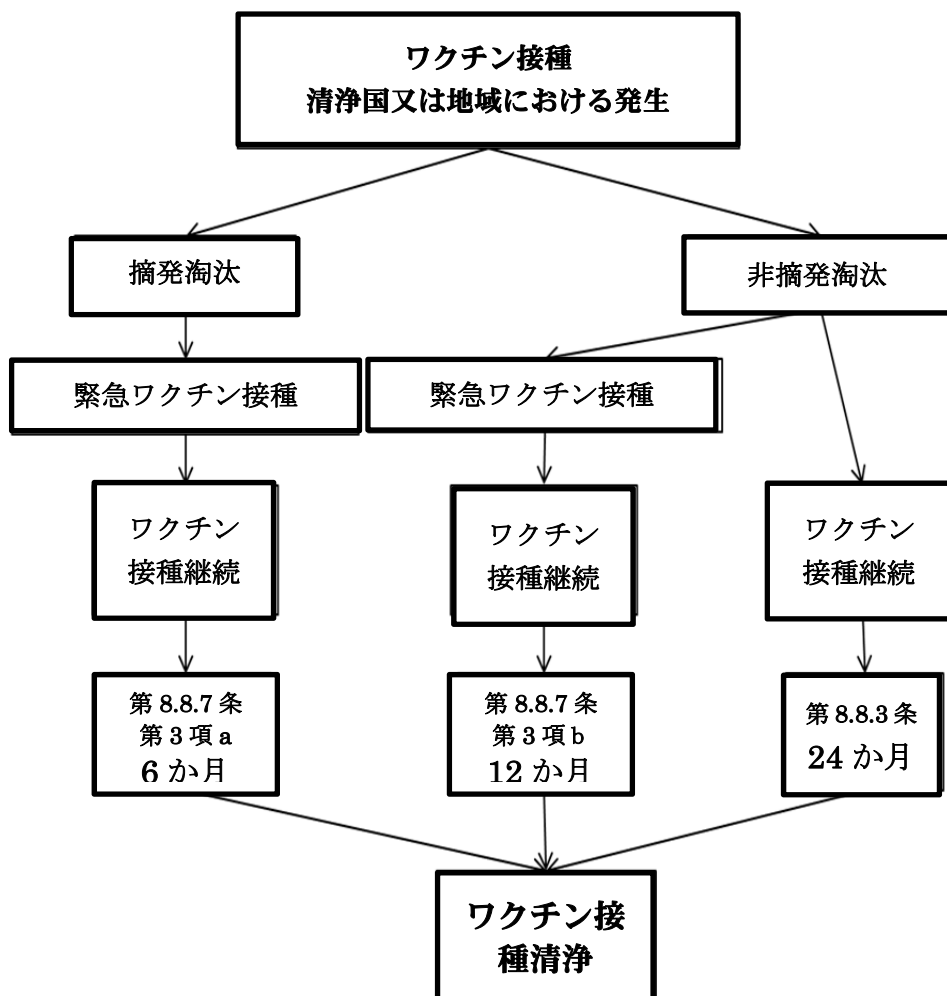
ただし、血清学的陽性動物の数が、使用された診断検査の感受性から予想される偽の陽性結果の数よりも大きい場合には、当該陽性反応動物と接触した、又は疫学的に関連した感受性動物は、追加的に調査を受けるものとする。

図 1 非ワクチン接種清浄国又は地域における発生後の FMD 清浄ステイタス回復の最短待機期間及び経路の概略図



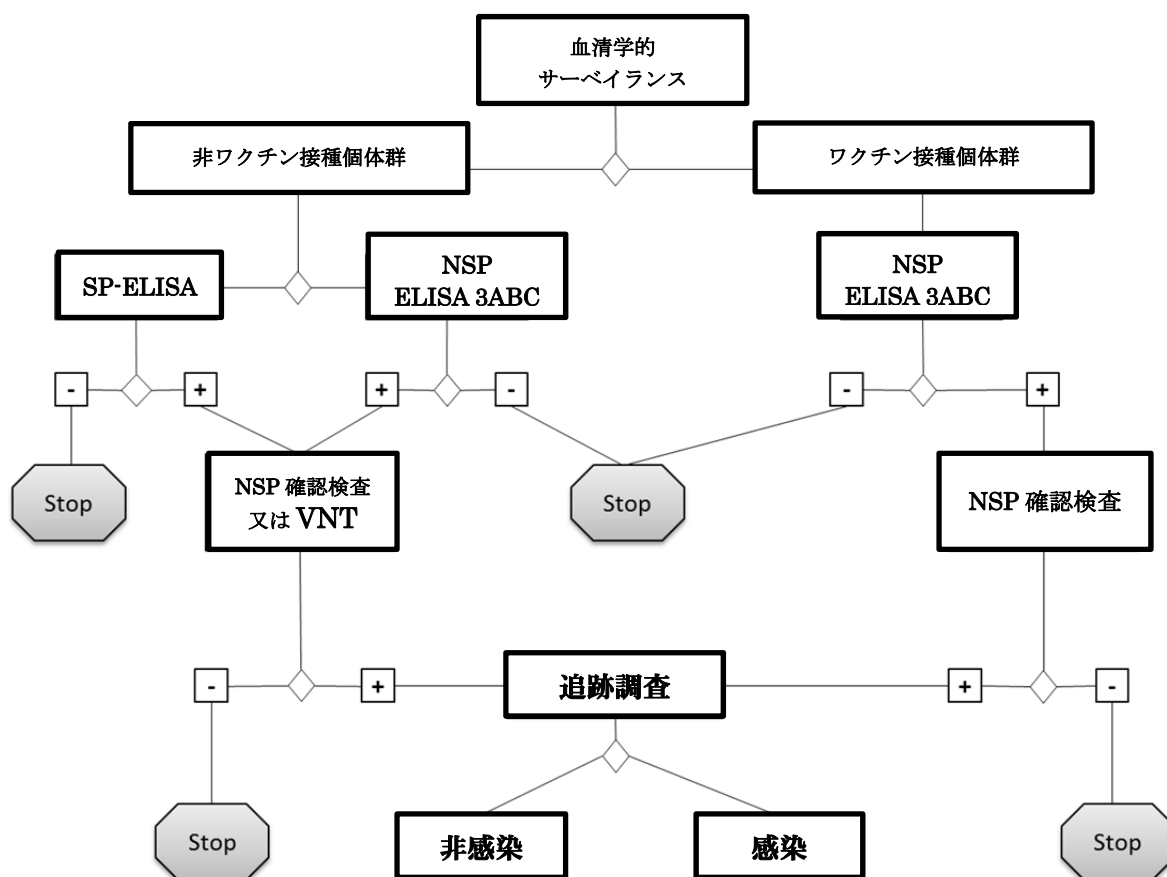
待機期間は、関係条文に規定されるサーベイランス結果に応じた最短のものである。異なる管理措置によっていくつかの待機期間が当てはまる場合には、最長の待機期間が適用される。

図2 ワクチン接種清浄国又は地域における発生後の FMD 清浄ステイタス回復の最短待機期間及び経路の概略図



待機期間は、関係条文に規定されるサーベイランス結果に応じた最短のものである。異なる管理措置によっていくつかの待機期間が当てはまる場合には、最長の待機期間が適用される。

図 3 血清学的調査による FMDV 感染の証拠を確定するための検査施設検査の概略図



略語及び頭字語	
ELISA	酵素結合免疫吸着法
VNT	ウイルス中和試験
NSP	口蹄疫ウイルス非構造タンパク質
3ABC	NSP抗体試験
SP	口蹄疫ウイルス構造タンパク質